

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年九月十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真測量、航空レーザ測量及び数値地形図作成）
- 二 測量の地域 高市郡明日香村甘檜丘地区
- 三 測量の期間 令和六年八月二十六日から令和七年二月二十八日まで